

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 長寿社会課

法令名	老人福祉法			法令番号	昭和 38 年法律第 133 号			
手続名	社会福祉法人立の養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置の認可			根拠条項	第 15 条第 4 項			
審査基準	(1) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 15 条第 6 項							
	(2) 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和 41 年厚生省令第 19 号）							
	(3) 特別養護老人ホームの設置及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 46 号）							
	(4) 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成 12 年老発第 307 号厚生省老人保健福祉局長通知）							
	(5) 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について （平成 12 年老発第 214 号厚生省老人保健福祉局長通知）							
受付 機関	長寿社会課	処理 機関	長寿社会課	交付 機関	長寿社会課	標準処理期間	14 日	目次 No.
						標準経由期間	日	